様式第２号（第４条関係）

誓　約　書

雲仙市お見合いシステム登録促進補助金の交付にあたり、雲仙市お見合いシステム登録促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約いたします。

なお、要綱第７条の規定に該当し、補助金の交付決定の取消しを受けた場合には、補助金返還義務を負うことに異存ありません。

（１）雲仙市内に１年以上住所を有する独身者であること。

（２）新たに長崎県婚活サポートセンターが運営する「お見合いシステム」に登録し、登録から１年を経過していないこと。

（３）システム登録時の年齢が２０歳以上であること。

（４）雲仙市婚活支援「幸せ運ぶメールマガジン」へ登録済であること。

　　　登録アドレス：

（５）現有効期間のシステム登録に関し、その費用の一部または全部について、既に補助金等の交付を受けていないこと（他団体からの補助金等を含む。）。

（６）これまでに、長崎県婚活サポートセンターお見合いシステム会員利用規約に規定された禁止事項に該当する等により、システムへの登録を抹消されたことがないこと。

（７）市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。

（８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者ではないこと（同じ住宅に居住している者も含む）。

　　年　　月　　日

雲　仙　市　長　　　　様

住　　所　雲仙市

氏　　名

生年月日　　　　　年　月　日（　　歳）

連絡先　　TEL